

6 森推第 704 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

令和 6 年 10 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 海ノ口鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡南牧村地籍の村道 2156 号線と杣添川の交点（千ヶ滝橋）を起点とし、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を西進し、八ヶ岳中信高原国定公園との接点に至り、同点から国有林界の境界を北西進し、更に北東進し、海尻財産区有林との接点に至り、同点から同区有林と民有林の境界を北東進し、海ノ口財産区有林との境界の接点に至り、同点から海ノ口財産区有林と民有林の境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 700 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

森林に生息する鳥獣の保護のため、森林鳥獣生息地の適切な保持を図り、生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

2 大門鳥獣保護区

(1) 区域

小県郡長和町大字大門地籍の大門財産区有林と民有林との境界と国道 152 号交点を起点とし、同点から同境界を東進し、大門財産区有林の作業歩道との交点に至り、同点から同歩道を東進し、林道ハレ橋線との交点を経て、更に同歩道を南東進し、新名長門山補助三角点(1,461 メートル)を経て、国有林東信森林管理署所管の第 1114 林班と大門財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、国有林第 1113 林班と民有林の境界との接点に至り、同点から国有林第 1113 林班と第 1114 林班の林班界を南進し、小県郡と北佐久郡の郡界との接点に至り、同点から同郡界を南西進し、国道 152 号(大門峠)との交点に至り、同点から小県郡と茅野市の郡市界を西南進し、長和町の最南端を経て更に西進し、小県郡と諏訪市の郡市界との接点に至り、同点から同郡市界を北進し、同郡市界と国有林第 1115 林班と同第 1116 林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東進し、大門財産区有林との接点に至り、同点から国有林界を北進し、更に北東進し、同境界と町道十山線との交点に至り、同点から同境界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 959 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境の維持管理を含め、森林所有者、長和町及び自治会・関係団体との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。

別荘地を中心とする区域のゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等と連携協力した普及啓発に取り組む。

3 蓼科鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市北山地籍の市道ⅡB138 号線と滝ノ湯川の交点（杜鵑橋）を起点とし、同点から同川を北東進し、同川と県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交点（竜源橋）に至り、同点から同県道を南進し、同県道と市道ⅡB845 号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、同市道と市道ⅡB5750 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5750 号線を南進し、同市道と市道ⅡB5772 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5772 号線を東進し、同市道と市道ⅡB5773 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5773 号線を南西進し、同市道と市道ⅡB5779 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5779 号線を南東進し、同市道と市道ⅡB5818 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5818 号線を北東進し、同市道と国道 299 号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、同国道と市道ⅡB5807 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5807 号線を南進し、同市道と市道ⅡB5802 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB5802 号線を南東進し、同市道と市道 1 級 34 号線との交点に至り、同点から市道 1 級 34 号線を西進し、同市道と国道 299 号線との交点に至り、同点から同国道を西進し、同国道と蓼科ビレッジ別荘地と旧石切場の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南西進し、同境界線と大河原堰との交点に至り、同点から同堰を南進し、同堰と市道ⅡB5716 号線との交点に至り、同点から蓼科ビレッジ別荘地境界線を南進し、同境界線と市道ⅡB836 号線との交点に至り、同点から同市道を西進し、同市道と大河原堰の交点に至り、同点から同堰を南進し、同堰と渋川との交点に至り、同点から同川を南西進し、同川と滝ノ湯堰との交点に至り、同点から同堰を北進し、同堰と市道ⅡB786 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB786 号線を西進し、同市道と市道ⅡB784 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB784 号線を西進し、同市道と市道 1 級 37 号線との交点に至り、同点から市道 1 級 37 号線を北東進し、同市道と市道ⅡB630 号線との交点に至り、同点から同市道ⅡB630 号線を南西進し、更に西進し、同市道と市道ⅡB633 号線との交点に至り、同点から市道ⅡB633 号線を北進し、同市道と県道茅野停車場八子ヶ峰公園線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、同県道と市道ⅡB138 号線との交点に至り、同点から同

市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約 1,380 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣の生息環境の保全及び鳥獣の安定的な生息に著しい影響のないよう保護面に配慮しつつ、区域内及び周辺域において農林業被害を与えているニホンジカ等については、狩猟期間中を含めた個体数調整（有害鳥獣捕獲）の実施等の捕獲対策により、適切な管理を行う。なお、区域内には、別荘地や観光施設が多数存在することから、これらの施設及び来場者等に配慮した対策を実施する。

4 沢山鳥獣保護区

(1) 区域

伊那市手良野口地籍の林道沢山線の起点を起点とし、同点から棚沢川を北進し、野田ヶ沢手前の尾根との交点に至り、同点から信州大学農学部付属アルプス圏フィールド科学教育研究センター手良沢山演習林（以下「演習林」という）と私有林界の同尾根を北西進し、伊那市と上伊那郡箕輪町の市町界との接点に至り、同点から市町界を北東進し、伊那市、箕輪町、国有林及び演習林界との接点に至り、同点から演習林と国有林界を南進し、更に東進し、私有林界に至り、同点から演習林と私有林界を南進し、更に西北進し、ミツクリ沢とコカヤ沢の合流点に至り、同点から演習林界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 229 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員による巡視等により、当該地区への入林者や周辺地域での狩猟者への注意喚起を行う等により、静謐な環境の保全を図り、近隣に生息する重要な鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことの無いよう管理を実施する。

5 駒ヶ根高原鳥獣保護区

(1) 区域

駒ヶ根市赤穂字切石地籍の主要地方道駒ヶ根駒ヶ岳公園線（以下「県道」という）の駒ヶ根橋を起点とし、同点から同県道を南東進し、市道光善寺南線 1-2 号との交点に至り、同点から同市道を南進し、寺井水路との交点に至り、同点から同水路を南西進し、鼠川の寺井取水口に至り、同所から同川を西進し、同川と通称南西山北稜線との交点に至り、同点から同稜線を南西進し、簫ノ笛山三角点に至り、同点から稜線を北西進し、同

稜線の分岐点に至り、同点から稜線を南進し、同稜線と荒井沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、中田切川の合流点に至り、同点から同川を南進し、駒ヶ根市と上伊那郡飯島町の市町界との交点に至り、同点から同市町界を西進し、駒ヶ根市、飯島町及び木曾郡大桑村との市町村界接点に至り、同点から駒ヶ根市と大桑村の市村界を北進し、宝剣岳（2,931 m）に至り、同点から駒ヶ根市と上伊那郡宮田村の市町界大桑村の市村界を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 3,616 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員による巡視等により、当該地区への入林者や登山者等、また、周辺地域での狩猟者への注意喚起を行う等により、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことの無いよう管理を実施する。

6 横川鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡辰野町大字横川地籍の横川国有林界（宿ノ沢橋）を起点とし、同点から町道 74 号線を東進し、横川ダム管理道との分岐点に至り、同点から同管理道を南東進し、横川川にかかる橋を渡り、横川川右岸の国有林界を北東進し、横川川右岸の官行造林と国有林界に至り、同点から国有林界を南東進し、横川川と小横川川にはさまれた稜線との交点に至り、同点から長畑山を経て稜線を南西進し、辰野町と上伊那郡箕輪町との町界との接点に至り、同点から同町界を南西進し、辰野町、箕輪町及び上伊那郡南箕輪村（飛地）の町村界との接点に至り、同点から辰野町と南箕輪村の町村界を黒沢山を経て南西進し、更に同町村界を西進し、辰野町、南箕輪村（飛地）塩尻市檜川の市町村界の接点（経ヶ岳）に至り、同点から辰野町と塩尻市の市町界を北西進し、坊主岳を経て更に北東進し、同市町界と横川国有林の分岐点に至り、同点から国有林界を東進し、横川川支流宿ノ沢上流部の国有林界との交点に至り、同点から宿ノ沢を南東進して、起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 3,602 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護管理員による巡視等により、当該地区への入林者や登山者等、また、周辺地域での狩猟者への注意喚起を行う等により、静謐な環境の保全を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことの無いよう管理

を実施する。

7 茶臼山丸山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡根羽村地籍の県道根羽阿南線と根羽村と売木村の村界との交点を起点として、同点から同村界を西南進し、長野県と愛知県の県界との交点に至り、同点から同県界を西進し、茶臼山三角点（1,415メートル）及び丸山三角点（1,161メートル）を経て更に西南進し、国境沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、元丸山牧場の牧柵との交点に至り、同点から同牧場と民有林 24 林班との境界を西北進し、南ヶ沢との交点に至り、同点から尾根を北進し、ハジカミに至り、同所から尾根を東進し、24 林班と 32 林班の境界の尾根との接点に至り、同点から同尾根を東南進し、更に 24 林班と 33 林班の境界を東南進し、33 林班に小班 2 と 33 林班い小班 9 の境界との接点に至り、同点から尾根を東北進し、根羽村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、浅間川との交点に至り、同点から浅間川を南進し、堪島沢との合流点に至り、同点から通称源左切り沢と堪島沢にはさまれた尾根を東進し、社団法人長野県林業公社造林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を北進し、源左切り沢と角沢との鞍部を経て、更に 40 林班と 41 林班との境界を東進し、42 林班との接点に至り、同点から北西進し、官行造林地と 112 林班との接点に至り、同点から同官行造林と返地山林の境界を北東進し、万蔵沢との交点に至り、同点から同沢を東北進し、小戸名川との合流点に至り、同点から同川を北進し、寺の沢との合流点に至り、同点から同沢を東進し、県道根羽阿南線との交点に至り、同点から寺の沢と金七巻にはさまれた尾根を東進し、根羽村と売木村の村界との接点に至り、同点から同村界を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 866 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護員による定期的な巡視等を通じて、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

8 軒山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡売木村地籍の一般国道 418 号と売木村と平谷村の村界との交点（平谷峠）を起点とし、同点から同国道を東進し、峠沢との交点に至り、同点から同沢を南東進し、岩倉川との合流点に至り、同点から同川を西進し、売木村有林、独立行政法人森林総合研究所造林地（以下「研究所造林地」という。）及び民有林との接点に至り、同点から研究所造林地と民有

林の境界を南進し、大島沢と梨ノ木沢の合流点に至り、同点から梨ノ木沢を南西進し、売木村有林と民有林の境界との接点とに至り、同点から同境界を南東進し、売木村有林と公益社団法人長野県林業公社造林地（以下「公社造林地」という。）の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、官行造林界との接点に至り、同点から官行造林界を東進し、官行造林界、研究所造林地及び民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、売木村有林と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、日向小沢との交点に至り、同点から同沢を東進し、売木村有林と民有林との境界の接点に至り、同点から同境界を南西進し、研究所造林地界との接点に至り、同点から研究所造林地界を南西進し、更に南東進し、売木村有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南東進し、県道阿南根羽線との交点に至り、同点から同県道を南西進し、斧取沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、売木村と根羽村の村界との接点に至り、同点から同村界を北西進し、売木村、根羽村及び平谷村との村界の接点に至り、同点から売木村と平谷村の村界を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積 707 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護員による定期的な巡視等を通じて、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

9 奈川鳥獣保護区

(1) 区域

松本市奈川鎌ヶ崎地籍の鎌ヶ峰三角点を起点とし、同点から長野県と岐阜県との県界を北進し、同県界と旧南安曇郡奈川村と旧南安曇郡安曇村の旧村界との接点に至り、同点から同旧村界を北東進し、同旧村界と林道奈川安曇線との交点（白樺峠）に至り、同点から駒ヶ原に通じる小径を南進し、同小径と林道小黒川線との接点に至り、同点から同林道を南東進し、同林道と黒川併用林道との接点に至り、同点から同黒川併用林道（山の神橋からたか橋までの間は旧林道敷）を南西進し、同林道と奈川第一国有林との交点に至り、同点から同国有林界を東進し、更に南進し、標高 1,814 メートルの三角点に至り、同三角点を西進し、標高 1,748 メートルの三角点及び同国有林界と県道奈川野麦高根線との交点を経て同国有林界と同国有林 366 林班と 370 林班との接点に至り、同点から国有林 366 林班と 370 林班及び 367 林班の林班界を南進し、同林班界と松本市奈川と木曾郡木曾町開田高原の市町界との接点（月夜沢峠）に至り、同点から同市町界を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 3,265 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護員等の巡視等適正な管理運営を実施する。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

10 勝弦鳥獣保護区

(1) 区域

塩尻市大字北小野字勝弦地籍の市道勝弦線と県道檜川岡谷線との交点を起点とし、同点から同市道を北東進し、旧東筑摩郡塩尻町と旧筑摩地村の旧町村界との接点に至り、同点から旧町村界を東進し、塩尻市と岡谷市の境界に設定された防火線との接点に至り、同点から同防火線を南西進し、県道檜川岡谷線並びに塩嶺王城パークラインとの交点（勝弦峠）を經由し、更に同防火線を南西進し、塩尻市と岡谷市の市界との接点に至り、同点から同境界を北西進し、県道檜川岡谷線との交点に至り、同点から岡谷市有林と北小野財産区有林の境界に設定された防火線を南西進し、出藤尾根との交点に至り、同点から同尾根を西進し、市道相吉日向線との交点に至り、同点から同市道を北東進し、県道檜川岡谷線との接点に至り、同点から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。（面積約 471 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

地元市町村等関係機関と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護員等の巡視等適正な管理運営を実施する。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。

11 馬羅尾鳥獣保護区

(1) 区域

併用林道馬羅尾線と芦間第3堰堤（芦間川左岸）との接点を起点とし、同堰堤を南進して芳小屋との接点に至り、同点から同尾根を南西進し松川官行造林4林班と5林班との接点に至り、同点から同尾根を南進し馬羅尾国有林587林班との接点に至り、同点から同林班界（芳小屋尾根）を南進し北安曇郡松川村と安曇野市の市村との接点に至り、同点から同町村界を西進し二又（1,615m）、有明山（2,268m）を経てさらに西北進し北安曇郡松川村と大町市との市村界との接点（清水岳（2,245m））に至り、同点から

同市村界を東進し馬羅尾山(1,825m)、雨引山(1,572m)を経て同市村界と併用林道馬羅尾線との接点(唐沢峠)に至り、同点から馬羅尾国有林582林班と松川村民有林12林班との境を南進し同境と併用林道馬羅尾線との接点(大和神社)に至り、同点から同林道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。(面積約990ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

定期的に巡視を実施する等により、静ひつな環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

12 大峰山鳥獣保護区

(1) 区域

長野市に所在する北信森林管理署所管の国有林のうち、第1069林班の区域(面積約111ヘクタール)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

13 聖山鳥獣保護区

(1) 区域

長野市大岡地区と東筑摩郡麻績村の境界と県道丸子信州新線との交点を起点とし、同点から同県道を西進し、更に東北進し、林道聖山線との交点に至り、同点から同林道を東南進し、聖開拓地と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を東北進し、聖ダム北堤を経て林道離山線との交点に至り、同点から同林道を北進し、新田地区を経て林道古矢場線との交点に至り、同点から同林道を南東進し、長野市大岡地区と信更地区界との交点に至り、同点から同地区界を南進し、長野市大岡地区と千曲市の市界との交点に至り、同点から同市界を南進し、千曲市、麻績村及び長野市大岡地区の市村界との接点に至り、同点から長野市大岡地区と麻績村の市村界を西南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,674ヘクター

ル)

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

14 奥裾花鳥獣保護区

(1) 区域

長野市戸隠地区に所在する北信森林管理署所管の国有林のうち、第1048林班から第1050林班までの各林班及び同第1054林班から第1059林班までの各林班並びに長野市鬼無里地区に所在する同第1064林班から第1066林班までの各林班の区域（面積約3,315ヘクタール）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

人の立ち入りによる鳥獣の生息への影響を防止するために、ゴミの持ち帰りや餌付け予防などを関係自治体、地域住民などと協力して実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を進める。

15 奥裾花峡鳥獣保護区

(1) 区域

長野市鬼無里地籍の裾花川と三枚沢との合流点を起点とし、同点から尾根を西進し、八方山北側の長野市鬼無里地区と北安曇郡小谷村の市村界との接点に至り、同点から同市村界を北進し、東山を経て更に北進し、北信森林管理署所管の国有林界との接点に至り、同点から国有林と長野市有林の境界を東進し、奥裾花自然園と国有林の境界と濁川との交点に至り、同点から同川を南進し、裾花川との合流点に至り、同点から国有林界を東南進し、更に南進し、裾花川との合流点に至り、同点から国有林界を東南進し、更に南進し、一夜山三角点（1,652メートル）に至り、同点から尾根を西南進し、三枚沢との交点に至り、同点から同沢を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,200ヘクタール）

(2) 存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(3) 保護に関する指針

人の立ち入りによる鳥獣の生息への影響を防止するために、ゴミの持ち帰りや適切なゴミ置場、餌付け予防などを関係自治体、地域住民などと協力し、

鳥獣保護思想の普及啓発を進める。

また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

16 臥竜山鳥獣保護区

(1) 区域

須坂市大字小山地籍の市道秋葉町線と市道八幡南原線との交点を基準とし、同点から市道竜ヶ池保養所線を南進し、長野県立須坂病院の敷地の北端に至り、同点から歩道を南進し、百々川堤防との交点に至り、同点から臥龍公園南面の山林部と耕地の境界を東進し、市道高甫橋県民運動場線の交点に至り、同点から同道路を北東進し、市道高甫南原号線との交点に至り同、点から同道路を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 20 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

鳥獣を驚かすような人間の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係自治体、地域住民などと連携・協力した普及啓発活動等に取り組む。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

17 小川中学校野鳥愛護林鳥獣保護区

(1) 区域

上水内郡小川村大字高府字花尾地籍の花尾橋を起点とし、同点から薬師沢を上り、梶尾沢との合流点に至り同点から通称外石峰の中之城跡までを直線で結び、同城跡から村道花尾線と村道市ノ口成就線との交点までを直線で結び、同点から村道花尾線を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 10 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

関係機関等と十分な連携を図るとともに、鳥獣保護員等の巡視等適正な管理運営を実施する。

18 北竜湖鳥獣保護区

(1) 区域

飯山市大字瑞穂地籍の県道飯山野沢温泉線と市道 4-357 号線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、飯山市と下高井郡野沢温泉村の市村界との交点に至り、同点から同市村界を南東進し、通称小菅歩道との

交点に至り、同点から同歩道を西進し、小菅神社奥社に至り、同所から同神社参道を西進し、市道 4-357 号線との交点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 361 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を行い、静謐な環境を保持する。

19 焼額鳥獣保護区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町地籍の五輪山三角点を起点とし、同点から一般財団法人下高井郡山ノ内町共益会所有山林（以下「共益会山林」という。）と上条区有山林との境界線を東北進し、須賀川区有山林との境界との接点に至り、同地点から共益会山林と須賀川区有山林との境界を東北進し、通称牛首地籍に至り、同所から共益会山林と山ノ内町有林の境界を北東進し、頂上台地を経て、更に南東進し、ニゴリ池に至り、同所から尾根を東進し、稚児池に至り、同所から大洞沢を東進し、雑魚川との合流点に至り、同点から雑魚川を南進し、落合地籍において更に南西進し、ワラビ平を経て同川の水源地に至り、同所から尾根を北西進し、堺沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、竜王沢との合流点に至り、同点から共益会山林と一般財団法人下高井郡山ノ内町和合会所有山林の境界を西進し、林道金倉竜王線との交点に至り、同点から同林道を北西進し、二の沢との交点に至り、同点から二の沢を北進し、二の沢と小沢の分岐点に至り、同点から小沢を北西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約 966 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、不適切な方法による野生鳥獣の観察や野外アクティビティ等、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすおそれのある行為に注意し、定期的な巡視や普及啓発等を通して、静謐な環境を保持する。